

道路特定財源の堅持及び新道路整備五箇年計画に関する件

豊かな国民生活や活力ある社会・経済活動を支える最も根幹的な施設である道路は、少子・高齢化や社会・経済構造の変革が進む中、来るべき21世紀に向けた社会基盤を計画的に充実させるうえで、その整備はますます重要な課題となってきた。

東北の広域連携を強化する基幹道路は、国土軸の形成と東北の一体的発展に不可欠であるものの、その道路整備は未だ不十分である。また、本市においても、都市計画道路をはじめとする道路整備は十分でないことから、交通混雑が日常化しており、社会経済の向上に寄与する都市活力を大きく低下させることとなっている。

現在、政府税制調査会において道路特定財源の一般財源化も含めた抜本の見直しが論議されているが、本市が東北の中核都市として均衡ある国土の発展に寄与するためには、今後とも体系的・計画的な道路網の整備を着実に推進していく必要がある、そのためには道路整備財源をより一層充実・強化することが重要である。

以上の趣旨から、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- 1 道路整備の財源を充実・強化するため、受益者負担の原則に基づく道路特定財源制度を堅持し、その全額を道路整備に充当すること。
- 2 平成13年度予算編成にあたっては、「新道路整備五箇年計画」の整備効果を早期に発現するよう十分な予算の確保を図ること。
- 3 東北の中核都市を担う本市への公共事業費の配分を拡大し、特に道路整備費については、より重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年6月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣
自治大臣
経済企画庁長官
国土庁長官

様

仙台市議会議長 岡 征 男